



大	中	小	細	保存	年
---	---	---	---	----	---

り ん 議	市長	副市長	部長	課長	課長補佐	係長	係	<input type="checkbox"/> 非公開(第 条 号) <input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 部分公開(第 条 項)	起票 年 月 日
									決裁 年 月 日

公印使用承認

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

みなと交流センター使用許可申請書

(宛先)
今治市長

申請者 住所 **個人・団体の住所**

氏名 **個人・団体名** 印
個人・団体 代表者名

下記のとおり申請します。

使用の月日	平成○年○月○日 ○曜日 ○時○分 ~ ○時○分		行事の内容	講演会・料理教室・会合等行事の 内容をお書きください		
行事の 予定時間	開始時間 ~ 終了時間		入場予定 人員	予定人員 人		
	第1回	時間記入 ~ 時間記入				
	第2回	~	入場料等	1. 徴する (大人 円) 2. 徴しない (小人 円)		
第3回	~					
使用責任者	住所 使用する責任者住所 氏名 使用する責任者名前		TEL 使用する責任者連絡先			
使用料						
みなとホール		キッチンスタジオ		会議室・セミナールーム 1		
使用区分	使用料	使用区分	使用料	単価	時間	使用料
8時30分~12時00分	5,670円	8時30分~13時00分	2,250円	1時間180円		
12時00分~17時00分	8,100円	13時00分~18時00分	2,750円	8時30分~22時00分		2,020円
17時00分~22時00分	10,800円	18時00分~22時00分	2,400円	会議室・セミナールーム 2		
8時30分~17時00分	13,770円	8時30分~18時00分	4,750円	単価	時間	使用料
12時00分~22時00分	19,800円	13時00分~22時00分	4,950円	1時間140円		
8時30分~22時00分	24,300円	8時30分~22時00分	6,750円	8時30分~22時00分		1,620円
入場料等を 徴するとき	所定料金の 8割増	円	冷暖房料金	所定料金の 6割増	計	

今治市指令港振 第 号

上記について下記の条件をつけて許可します。

1. 使用料を指定納期までに納入しないときは、使用許可を取り消すことがあります。
2. 許可の目的外に使用し、または、その権利を譲渡してはならない。
3. 使用者は使用後ただちに現状に回復しなければならない。

平成 年 月 日

今治市長 菅 良 二

(注) この申請書は2部提出してください。

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

みなと交流センター使用許可申請書

(宛先)
今治市長

申請者 住所 **個人・団体の住所**

氏名 **個人・団体名** 印
個人・団体 代表者名

下記のとおり申請します。

使用の月日	平成○年○月○日 ○曜日 ○時○分 ~ ○時○分		行事の内容	講演会・料理教室・会合等行事の内容をお書きください		
行事の 予定時間	開始時間 ~ 終了時間		入場予定 人	予定人員 人		
	第1回	時間記入 ~ 時間記入	入場料等	1. 徴する (大人 円) 徴しない		
	第2回	~		(小人 円)		
第3回	~					
使用責任者	住所 使用する責任者住所 氏名 使用する責任者名前		TEL 使用する責任者連絡先			
使用料						
みなとホール		キッチンスタジオ		会議室・セミナールーム 1		
使用区分	使用料	使用区分	使用料	単価	時間	使用料
8時30分~12時00分	5,670円	8時30分~13時00分	2,250円	1時間180円		
12時00分~17時00分	8,100円	13時00分~18時00分	2,750円	8時30分~22時00分		2,020円
17時00分~22時00分	10,800円	18時00分~22時00分	2,400円	会議室・セミナールーム 2		
8時30分~17時00分	13,770円	8時30分~18時00分	4,750円	単価	時間	使用料
12時00分~22時00分	19,800円	13時00分~22時00分	4,950円	1時間140円		
8時30分~22時00分	24,300円	8時30分~22時00分	6,750円	8時30分~22時00分		1,620円
入場料等を 徴するとき	所定料金の 8割増	円	冷暖房料金	所定料金の 6割増	計	

今治市指令港振 第 号

上記について下記の条件をつけて許可します。

1. 使用料を指定納期までに納入しないときは、使用許可を取り消すことがあります。
2. 許可の目的外に使用し、または、その権利を譲渡してはならない。
3. 使用者は使用後ただちに現状に回復しなければならない。

平成 年 月 日

今治市長 菅 良 二

(注) この申請書は2部提出してください。